

防府市分別収集計画

(第10期改訂版)

防 府 市

令和4年6月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

本市では、平成 28 年 12 月に中間年度見直しを行った「防府市ごみ処理基本計画」に基づき、循環型社会の形成に向けて、「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進」、「再生利用（リサイクル）の推進」、「環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進」を基本方針とした様々な施策を実施してきた。

令和 4 年 3 月には、前計画の計画期間が令和 3 年度で満了したため、「3 R の実践による未来につなぐ循環型社会の構築」を基本目標とした令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間の計画期間とする新たな計画策定を行った。

「防府市ごみ処理基本計画」は、プラスチックごみによる海洋汚染・食品ロス問題・自然災害による大量の災害廃棄物処理・感染症流行下における安定的な廃棄物処理体制の構築など、ごみ処理を取り巻く状況の変化、国等の廃棄物政策の動向、社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況及び数値目標の達成状況等の検証結果を踏まえたものとした。

前計画からの主な変更点は「意欲的なごみ削減目標を設定したこと」、「食品ロス削減やプラスチックごみ削減など、社会状況の変化に対応した施策体系の見直しを行ったこと」などが挙げられ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 13 条第 1 項により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画」を、廃棄物分野における食品ロス削減の取組として、新たに盛り込み、令和 13 年度までに令和元年度に比して「家庭系食品ロス量」を約 31%削減するという目標を設定した。

「防府市分別収集計画」は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第 8 条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占めている容器包装廃棄物の分別収集についての方針を示すものであり、「防府市ごみ処理基本計画」の分野計画となるものである。

2 基本的方向

本計画は、「防府市ごみ処理基本計画」が示す次の基本方針を踏まえて実施する。

○ 2 R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））の推進

3 R に対する市民や事業者の理解を深め、ごみを出さない生活様式、事業活動の浸透を図るため啓発に取り組む。

○ 再生利用（リサイクル）の推進

リデュース、リユースを優先的に進めた上で、どうしても排出されるごみについて、資源ごみの分別の徹底、処理施設を活用した資源化の充実など、リサイクルの拡大を図る。

○ 適正処理の推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分という一連の過程において、各種法令等に基づく基準を遵守し、適正かつ衛生的な運営に努めるとともに、エネルギーの効率的回収を推進し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理体制を構築する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	7,943 t	7,691 t	7,470 t	7,376 t	7,284 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場からその役割を分担し、相互に協力し、連携を図る。

①施設を活用した環境教育・環境学習

防府市クリーンセンターへの学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、可燃ごみ処理工程や資源化処理工程の見学に加え、映像や学習機器などを活用した環境教育・環境学習や市民工房での体験学習等を通じ、見学者のごみ・環境問題に対する知識や理解を深める。

②出前講座等の実施

自治会や市民団体、事業所等を対象とした出前講座や学校の環境教育・環境学習に積極的に職員を派遣し、情報提供や意識啓発、意見交換などによる市民ニーズの把握に努める。

③分かりやすい情報発信

ごみ減量化・再資源化の必要性やごみ出しルール、制度に関する情報提供に加え、

市のごみ処理の現状や課題、市民や事業者が取り組んでいる3Rの実践活動の紹介など、必要な情報を分かりやすく、より効果的な内容となるように情報発信を行う。また、可燃ごみの種類別組成を分析し、適宜公表することにより、排出者の分別意識の向上を図る。市広報やホームページ、ごみ分別アプリ等のほか、イベントにおいても情報発信を行い、多様な情報媒体を活用し、周知を図る。

④プラスチックごみ削減の推進

ワンウェイプラスチックの使用抑制に向け、マイバッグ持参運動によるレジ袋削減や、不必要なものは買わない・もらわない・何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、プラスチックごみ削減のための周知啓発を重点的に行い、市民のライフスタイルの転換を促す。

また、令和3年6月に公布された「プラスチック資源循環促進法」を踏まえ、今後は効率的なプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びその他製品）の分別収集・リサイクルの手法の検討を進める。

⑤排出事業者への自己処理責任・ごみの減量化等の周知徹底

事業活動に伴って排出されるごみは、排出事業者自らの責任において適正に処理する責務があり、ごみの減量化や市の搬入基準に基づいた分別排出、防府市クリーンセンターに搬入できない廃棄物について、「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き（冊子）」等を活用し、排出事業者に周知徹底する。

⑥排出事業者への指導

事業者ごとの搬入実績をもとに、多量排出事業者の計画的なごみ減量化を促進するため、訪問指導を行う。

⑦リユース製品の利用促進

使用済み製品をその形状のまま再使用するため、資源やエネルギーの使用が最小限に抑えられるリターナブルびん等リユース製品の積極的な利用を呼びかけるとともに、フリーマーケットやリユースショップの利用、知人等との衣類や家具などの交換、イベント等で繰り返し使える食器等の使用など、その普及促進に努める。

⑧分別排出の周知徹底

可燃ごみの中には未だ再生可能な資源物が含まれており、リサイクルによる資源循環の取組が継続的に必要であることから、市広報やホームページ等において、更なる分別排出の徹底を図る。

また、ごみの分別になじみの薄い外国人に対して、多言語の「ごみの分け方・出し方」の活用や、学校や事業所等と連携した出前講座の実施等により、分別排出について適切な周知に努める。

⑨紙類の分別推進

可燃ごみには、資源化可能な紙類がまだ多く含まれていることから、さらなる紙類の適正排出を促す取り組みが必要なため、市民向けには、紙類の分別方法や資源化可能な紙類について、積極的に周知するとともに、分別についてより分かりやすくなるよう工夫する。また、事業所向けには、事業所から排出される紙類が適正に資源化されるよう、可燃ごみ処理施設における搬入規制を徹底する。

⑩廃棄物減量等推進員等との連携強化

各自治会でごみの分別指導等を行っている廃棄物減量等推進員向けの説明会を継続して実施するとともに、市と推進員とで積極的に情報交換を行うことにより、連携を強化し、ごみステーションでの適正な分別排出の徹底を図る。

⑪自主搬入、集団回収（資源化推進事業）の推進

自主搬入や、自治会、子ども会等の団体が行う資源ごみの集団回収について、環境に対する意識啓発の観点から、実施団体による地域活動を引き続き支援し、地域コミュニティに支えられた活動を推進する。

⑫店頭回収等の推進

民間事業者が実施する店頭回収など様々な資源化ルートについて、回収資源の種類、量等の把握に努めるとともに、事業者のリサイクルへの取組を市民へ紹介するなど、店頭回収等を推進する。

⑬事業系資源ごみの無料受入れ等

事業者の分別意識を促進するため、事業系ごみのうち、本来業務以外で発生した資源ごみの無料受入れを継続する。また、資源ごみの適正な分別について助言・指導を行い、事業系ごみのリサイクルを推進する。

⑭再生品の利用促進

市で使用する製品について、率先して環境負荷の低減に資する製品を取り入れるとともに、市民・事業者への普及啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん
	その他の色のガラス製容器	その他の色のガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込
み
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	32 t		37 t		42 t		43 t		44 t	
主としてアルミ製の容器	31 t		35 t		40 t		41 t		42 t	
無色のガラス製容器	(合計) 388 t		(合計) 443 t		(合計) 504 t		(合計) 517 t		(合計) 530 t	
	引渡 388 t	独自 処理 t	引渡 443 t	独自 処理 t	引渡 504 t	独自 処理 t	引渡 517 t	独自 処理 t	引渡 530 t	独自 処理 t
茶色のガラス製容器	(合計) 349 t		(合計) 397 t		(合計) 452 t		(合計) 464 t		(合計) 476 t	
	引渡 349 t	独自 処理 t	引渡 397 t	独自 処理 t	引渡 452 t	独自 処理 t	引渡 464 t	独自 処理 t	引渡 476 t	独自 処理 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 137 t		(合計) 156 t		(合計) 178 t		(合計) 183 t		(合計) 188 t	
	引渡 137 t	引渡 t	引渡 156 t	引渡 t	引渡 178 t	独自 処理 t	引渡 183 t	独自 処理 t	引渡 188 t	独自 処理 t
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	10 t		12 t		13 t		14 t		14 t	
主として段ボール製の容器	222 t		252 t		287 t		295 t		303 t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 114 t		(合計) 130 t		(合計) 148 t		(合計) 151 t		(合計) 155 t	
	引渡 114 t	独自 処理 t	引渡 130 t	独自 処理 t	引渡 148 t	独自 処理 t	引渡 151 t	独自 処理 t	引渡 155 t	独自 処理 t
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であつて飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 65 t		(合計) 74 t		(合計) 84 t		(合計) 86 t		(合計) 89 t	
	引渡 65 t	引渡 t	引渡 74 t	引渡 t	引渡 84 t	引渡 t	引渡 86 t	独自 処理 t	引渡 89 t	独自 処理 t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 987 t		(合計) 1,124 t		(合計) 1,280 t		(合計) 1,313 t		(合計) 1,347 t	
	引渡 987 t	独自 処理 t	引渡 1,124 t	独自 処理 t	引渡 1,280 t	独自 処理 t	引渡 1,313 t	独自 処理 t	引渡 1,347 t	独自 処理 t
うち白色トレイ	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	引渡 t	独自 処理 t	引渡 t	独自 処理 t	引渡 t	独自 処理 t	引渡 t	独自 処理 t	引渡 t	独自 処理 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

防府市ごみ処理基本計画附属資料の推計値による。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管
主としてスチール製の容器	缶	市による定期収集 住民による自主的回収	市 民間業者
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	無色のガラスびん		
茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん		
その他の色のガラス製容器	その他の色のガラスびん		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック		
主として段ボール製の容器	段ボール		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 容器包装の種類	収集に係る 分別の区分	収納容器	収集車	中間処理	
主としてスチール製の 容器	缶	コンテナ	パッカー車	防府市クリーンセンター	
主としてアルミ製の 容器					
無色及びその他の色 のガラス製容器	無色及びその他の 色のガラスびん		2tトラック		
茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん		パッカー車		
主として紙製の容器 であって飲料を充て んするためのもの（原 材料としてアルミニ ウムが利用されてい るものを除く。）	飲料用紙パック		軽ダンプ車		
主として段ボール製 の容器	段ボール		紐		パッカー車
主として紙製の容器 包装であって上記以 外のもの	飲料用紙パック、段 ボール以外の紙製 容器包装		コンテナ		
主としてポリエチレンテレフ レート製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充 てんするためのもの	ペットボトル				
主としてプラスチッ ク製の容器包装であ って上記以外のもの	プラスチック製容 器包装	袋			

分別収集計画に必要な施設

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様	管理主体	備考
[排出容器] コンテナ	缶類・びん類 ペットボトル・飲料用 紙パック・その他紙 製容器包装	材質：樹脂製 容量：70リットル 数量：収集ステーション 40個	市	
	紐	段ボール		
	袋	その他プラスチック 製容器包装		
[集積場所]	缶類・びん類 ペットボトル 段ボール 飲料用紙パック その他紙製容器包 装・その他プラスチ ック製容器包装	ごみステーション	自治会	
[運搬] 回収車輛	缶類	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台	市	
	無色及びその他の 色のガラスびん	2tトラック 積載量：2ト 数量：2台		
	茶色のガラスびん	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台		
	ペットボトル	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台		
	段ボール	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台		
	その他プラスチック 製容器包装	パッカー車 積載量：2ト 数量：6台		
	飲料用紙パック	軽ダンプ車 積載量：350キログラム 数量：2台		
	その他紙製容器包 装	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台		
[中間処理] 選別圧縮設備	缶類	磁選圧縮機	市	
	ペットボトル	圧縮梱包機		
	その他プラスチック 製容器包装	圧縮梱包機		
	紙製容器包装	圧縮梱包機		

【保管】 ストックヤード	缶類	7.5m × 9m = 67.5 m ²	市	
	無色のびん	4.25m × 7m = 29.75 m ²		
	茶色のびん	4.25m × 7m = 29.75 m ²		
	その他の色のびん	4.25m × 7m = 29.75 m ²		
	ペットボトル	5.5m × 8.5m = 46.75 m ²		
	段ボール	13m × 9m = 117 m ²		
	飲料用紙パック			
	その他の紙製容器 包装	4.5m × 8.5m = 38.25 m ²		
その他プラスチック 製容器包装	4.5m × 8.5m = 38.25 m ²			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効あるものとするため、次の取り組みを推進する。

- ① 自治会等の廃棄物資源化推進事業実施団体に対する支援を継続する。
- ② 廃棄物減量等推進員へのごみの分別や減量化・再資源化に関する説明会を実施し、地域でのごみの分別指導や減量化・再資源化に関する啓発活動を促進する。